

# 住田町行政改革大綱

平成22年3月

住田町

# 第 1 章 新たな行政改革大綱策定に向けて

## 第 1 節 これまでの取り組み状況

本町では、平成 18 年 3 月に住田町行政改革大綱を策定し、さらに、この大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するための計画として集中改革プランを策定し、その推進を図ってまいりました。

集中改革プランでは、「開かれた町政の推進」、「緊急度と優先度に応じた自立的な行政体制の確立」、「活力に満ちた職員の育成」、「健全な財政基盤の確立」の 4 つを基本方針と定め、積極的に改革を推進してまいりました。これまでの具体的な改革のための取り組みについては、以下のとおりです。

### 1 開かれた町政の推進

情報公開の対象文書の拡大、ホームページの充実、住田テレビの効果的な活用などにより情報化を推進するとともに、町民への迅速、的確な情報の提供と町民との情報の共有を推進しました。また、個人情報保護保険に加入し情報の適正管理に努めました。

審議会等の委員の選任に関するルールを定め、町民の町政参画を推進するとともに、地区別計画推進組織に対する人と財政的な支援や人・町づくり補助金等を活用した地域づくり活動団体への支援を行いました。

窓口のワンストップサービス体制を構築するとともに、上有住郵便局への一部窓口業務の委託、公共施設の利用時間の見直しなど、町民サービスの充実に図りました。

地域情報通信基盤整備事業を実施し、ケーブルテレビ、超高速インターネット及び防災告知サービスを開始するとともに、新たな電算システム、人事管理システム等を導入するなど、電子自治体化を推進しました。

### 2 緊急度と優先度に応じた自立的な行政体制の確立

行政需要等を勘案するとともに、迅速かつ柔軟な業務運営を行うため、組織・機構の見直しを行いました。また、役場機能の見直しの結果、上有住支所を廃止しました。

公共施設への指定管理者制度を導入するとともに、給食センター調理業務を民間委託しました。なお、今後、一層の民間委託の推進を図るため、その指針となる住田町民営化推進方針を策定しました。

岩手沿岸南部広域環境組合を設立し、平成 23 年 4 月から岩手県沿岸南部クリーンセンターとして、広域ごみ処理が開始されます。また、岩手県地方税特別滞納整理機構、岩手県後期高齢者医療広域連合に加入し、事務の共同処理、広域化が図られました。

### 3 活力に満ちた職員の育成

新たな自主研修制度、希望降任制度、人事評価制度の運用を開始するとともに、国との人事交流、県への研修派遣を実施し、職員の能力と資質の向上を図りました。

また、退職勧奨制度に加え、特例勧奨退職制度を実施するとともに、職種変更試験制度の運用を開始するなど、職員定員の適正化に努めました。

### 4 健全な行政基盤の確立

新たな中期財政計画を策定し、税等の収納率の向上、町債の繰り上げ償還、遊休地の処分、新たな収入の確保、使用料・手数料・補助金・負担金の見直し、人件費の抑制、事務事業の集中と選択など、効率的な財政運営に努めました。

一課一改善運動等に取り組み、効率的な事務処理を推進し、事務改善による経費の節減に努めました。

## 第2節 新たな行政改革大綱の必要性

### 1 行政改革の評価

前計画期間における行政改革は、地方分権の進展に伴う協働型の地域運営と経営的視点を導入した行政運営の確立を目指したもので、大綱と集中改革プランに基づく取り組みにより、一定の成果を上げてきました。

今後も、行政を取り巻く環境の変化、町民ニーズや町の抱える課題等に適切に対応していく必要があることから、積極的な行政改革への取り組みが求められています。

### 2 行政を取り巻く環境変化

人口の減少、少子高齢社会の到来、都市と地方の地域間格差の拡大等、地方が直面する課題は多く、また、市町村合併、新たな地方分権改革や道州制導入に向けた検討の加速など変革の波はとどまるところを知らず、時代は大きな転換期にあります。

まさに、地域ごと、自治体ごとの自治能力の真価が問われる時代であります。

このような時代にあって地方自治体は、自らの責任において、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で効率的な行財政運営を実現していかなければなりません。

### 3 行政改革の取り組みの視点

「町民が主体の町づくり」を基本に、町民と行政が互いに協力し、責任を持ち、より良い地域社会を創造していく協働による町づくりを推進していくことが必要であります。

また、自治体が質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するためには、これまでの制度や法令に基づく「行政運営」という考えから、新たな発想や自らの判断と責任を持って自主的に行動する「行政経営」という考え方を一層強化し、町民志向や成果志向という視点で町政を推進しながら、町民が求める質の高いサービスを提供できる組織を確立していく必要があります。

なお、改革にあたっては、単に効率化のみの観点で推進するのではなく、地域の実情に即したサービスの実現に向け、「協働」「経営」「自立」の視点による行政改革が必要になります。

## 第2章 新たな行政改革大綱

### 第1節 基本方針

#### 1 行政改革の目標

行政コストの縮減、行政運営の仕組みづくり、職員の意識改革に積極的に取り組み、町民満足度と質の高い行政サービスの提供を目指すとともに、町民参画の機会を積極的に増やし、町民との協働による行政システムを構築し自立した行政経営を実現します。

そして、町民が健康で生きがいを持ち、真の心の豊かさを実感できる明るく「住田い町づくり」を推進します。

#### 2 行政改革の4つの方針

##### (1) 開かれた町政の推進

広聴広報や情報公開制度の充実により、積極的に行政情報を公開するとともに、情報通信技術を活用し町民との情報の共有を図ります。また、町民の町づくりへの積極的な参画を図るとともに、お互いの役割を認識し、尊重しながら協働による町づくりを推進します。

##### (2) 緊急度と優先度に応じた自立的な行政体制の確立

行政施策について、妥当性や有効性、効率性の評価を行い恒常的な見直しをするなかで、緊急性等から優先順位を明確にした事業展開を図ります。

また、地方分権型社会に対応した行政運営の実現のため、簡素で効

率的な組織・機構の改革と適正な定員管理を進めるとともに、費用対効果、町民サービスの向上を勘案し、民間活力や広域対応を推進します。

### (3) 活力に満ちた職員の育成

人材育成基本方針に基づき職員育成を推進します。また、人事評価制度を活用し職員の能力向上と業務の効率化を図りながら、時代の変化に対応できる人材を育成するとともに、行政改革に対する職員の意識改革を推進します。

### (4) 健全な財政基盤の確立

計画的な行財政運営や徹底した財政運営の簡素化・効率化を図るとともに、自主財源の確保に努め、行政需要に的確かつ柔軟に対応できる健全な財政基盤の確立を推進します。

## 第2節 改革の方策

### 1 開かれた町政の推進

#### (1) 情報公開の推進と個人情報の保護

情報公開制度と個人情報保護制度の拡充により、行政経営の公平性・透明性を図るとともに、信頼される町政運営を展開します。

- ① 広報紙・ホームページの充実、住田テレビの効果的な活用、審議会・委員会の公開など、積極的な情報公開と情報提供を推進し、行政運営の公平性・透明性の向上を図ります。
- ② 個人情報保護制度の厳格な運用を通じ、町民の個人情報の保護に努めます。

#### (2) 町民参画と協働によるまちづくりの推進

町の施策に対し、広く町民に意見を求めるとともに、NPO等の組織化やボランティアへの支援・組織化を促進し、町民参画と協働によるまちづくりを推進します。

- ① 各地区計画の活動の支援や公民館、各種団体の機能拡充を図るとともにNPO等の組織化に努め、協働によるまちづくりを推進します。
- ② 審議会、委員会等の委員の選任にあたっては、広く町民の意見を求めるため、公募委員や女性委員の増員に努めます。
- ③ パブリックコメントや住民懇談会など、町民の意見を聴く多様な手法を検討し、町民の意見の政策反映を推進します。

#### (3) 住民サービスの充実

窓口サービスの拡充を図り、便利でわかりやすいサービスを提供します。

- ① 多くの町民が訪れる窓口には、総合案内の機能を追加し、分かりやすい住民サービスに努めます。
- ② 町税及び公共料金のコンビニ収納やクレジットカードによる公共料金の収納など、利便性を高める方法について検討します。

#### (4) 公共施設サービスの充実

利用者の側に立った弾力的な対応とコスト意識を持った管理運営に努めるとともに、安定的なサービスの提供の実現を目指します。

- ① 公共施設の管理経費の節減に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき使用料等の徴収すべき対価の適正化を図ります。
- ② 公共施設の利用予約情報の提供や利用時間の見直しを行い、公共施設の利用の利便性の向上に努めます。

#### (5) 電子自治体の推進

情報通信技術の活用により電子自治体化を一層推進し、行政サービスの向上を図ります。

- ① 各種手続きの電子化を推進し、迅速かつ便利な行政サービスの提供を推進します。
- ② 情報チャンネルである住田テレビを効果的に活用し、町民に対する確かな行政情報を提供します。
- ③ 行政事務の電子化及び情報通信ネットワークを通じた情報の共有と活用により、業務改革を一層推進します。

## 2 緊急度と優先度に応じた自立的な行政体制の確立

### (1) 地方分権時代にふさわしい行政システムの構築

自己決定・自己責任の原則に基づく分権型の行政システムの構築を推進し、町民への説明責任を果たします。

- ① 総合計画等の進行管理、予算編成、事務事業評価を連結し、計画、実践、評価の管理サイクルによる総合的な行財政システムの構築を推進します。
- ② 予算編成の手法を見直し、緊急度や優先度を踏まえた成果重視型の予算方式を検討します。

### (2) 民営化の推進

費用対効果、サービスの向上などを勘案し、民間の専門性や効率性が発揮可能なものについては、積極的に委託を行うとともに、公の施設について指定管理者制度の導入を促進します。

- ① 住田町民営化推進方針に基づき、事務事業や公共施設運営の民間委託及び民営化を推進し、効率的な行政運営を推進します。
- ② 公の施設については、公募を基本とした指定管理者制度の導入を

推進します。

- ③ PFI制度など民間資金や技術を活用した公共施設整備を推進します。

### (3) 第3セクターの見直し

行政機関の関与の必要性、収支見通し、費用対効果を勘案しながら、町に依存しない体質への変革を目指し、事業内容や経営状況を精査し、公的支援等についての検討と見直しを推進します。

### (4) 組織機構の見直しと定員管理

新たな行政需要に対し、迅速な意思決定や柔軟な業務運営を行うことのできる組織機構を目指します。

組織・機構及び事務・事業の見直し、民間委託等の推進、勸奨退職制度の運用と、定員適正化計画に基づく定員管理に努めます。

### (5) 広域行政の推進

広域的な対応により、行政事務の効率化、行政サービス水準の向上と経費の削減を推進します。

## 3 活力に満ちた職員の育成

人材育成基本方針に基づき職員研修を推進するとともに、職員能力の向上を主眼とした人事評価制度を活用し、職員の意欲の向上と人を育てる環境づくりを推進します。また、行政改革の一層の推進を図るため、職員の意識改革に努めます。

- ① 人材育成基本方針に沿った職員研修の充実を図ります。
- ② 仕事と成果のプロセスが適正に評価されるような人事管理に努めます。
- ③ 地方分権型社会の担い手にふさわしい人材育成を推進します。

## 4 健全な財政基盤の確立

### (1) 計画的、安定的な行財政運営の推進

中期財政計画に沿った財政運営を行い、安定的な行政運営を図ります。

### (2) 歳入の確保

新規財源の確保、既存財源の見直しなど新たな自主財源の確保を図るとともに、町税等の収納率の向上に努めます。

- ① 適正な課税や滞納者の指導強化により、税収等の確保を図ります。
- ② 新規財源確保のための調査・研究、既存財源の見直し、企業誘致

の推進などを行い自主財源の拡充に努めます。

- ③ 町有財産の有効活用を図るとともに、遊休財産や貸付財産の売り払いを推進します。

### (3) 歳出の抑制

限られた財源を有効に活用するため、「選択と集中」を徹底し、優先度の高い重要な施策を中心に推進します。

### (4) 給与の適正化

給与については、人事院勧告を遵守するとともに、町民の納得と支持が得られるような運用と水準の適正化に努めます。

### (5) 事務事業の合理化と経費の削減

所期の目的を達成した事務事業の整理合理化や廃止を推進するとともに、全ての事業について、コスト意識を持ち、経費全般にわたって徹底した見直しを行うことにより、経費削減を図ります。

## 第3節 改革の推進

### 1 推進期間

行政改革の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

### 2 推進体制

行政改革の着実かつ積極的な推進を図るため、町行政改革推進本部(課長等会議)を中心として目標達成に向け全庁的に対応するとともに、職員一人ひとりが自覚と責任を持ち積極的に取り組みます。

具体的な取り組みについては、集中改革プランを策定し、目標数値や目標年度を示しながら計画的に推進します。

### 3 進行管理

行政改革の進捗状況を適正に管理し、町民に状況を公表します。また、町民参加により常に見直しを行い、行政改革のさらなる推進に向け積極的に取り組みます。